

## 保育の必要性の認定に関する基準

### 1 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき保育の必要性や子どもの認定区分等を決定し、認定を受けた子どもが利用する施設に市町村から給付費を支給する仕組みとなりました。保育の必要性の認定につきましては、国が定める基準に基づいて市町村が定めることとされました。

なお、保育の必要性の認定では、①「**保育の必要性の事由**」（保護者の就労、疾病など）、②「**保育必要量の区分**」（保育標準時間、保育短時間の2区分）、③「**優先利用**」を勘案して判断することとされております。

#### 【認定区分】

年齢区分	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	教育標準時間認定（1号認定）	認定こども園・幼稚園
	あり	保育認定（2号認定）	認定こども園・保育所
満3歳未満	あり	保育認定（3号認定）	認定こども園・保育所 地域型保育事業

#### （1）保育の必要性の事由

（国の示す基準）

- ① 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 就学（次のいずれかに該当すること。）  
 ア：学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。  
 イ：公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練、又は認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- ⑧ 虐待やDVの恐れがあること（次のいずれかに該当すること。）  
 ア：児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。  
 イ：配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- ⑨ 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める事由に該当すること

## (2) 保育必要量の認定区分

(国の示す基準)

区分	利用時間	認定要件
保育標準時間	1日11時間までの利用 ※②、⑤、⑧は10時間まで	1ヶ月当たり120時間以上の就労
保育短時間	1日8時間までの利用	1ヶ月当たり48～64時間以上の就労

## (3) 優先利用

優先利用の対象として考えられる事項の例（実施主体である市町村でそれぞれ検討・運用）

- ①ひとり親家庭
- ②生活保護世帯
- ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ④児童虐待やDV（配偶者に対する暴力）のおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- ⑤子どもが障害を有する場合
- ⑥育児休業明け
- ⑦兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- ⑧小規模保育事業などの卒園児童
- ⑨その他市町村が定める事由